

## 交野市広告入り窓口用封筒仕様書

この仕様書は、交野市広告入り窓口用封筒寄付募集要領「2. 寄付を求める封筒の仕様」の別紙として定めるものです。

### (1) 封筒の規格

- ①大きさ 「角形2号相当」「角形6号相当」の2種類
- ②紙質 封入する各種証明書が透けて見えない程度の厚み
- ③色味 封筒本体は白、印刷は赤・青の2色刷り
- ④数量 角形2号相当 120,000枚（3年間分）  
角形6号相当 45,000枚（3年間分）

### (2) 広告の規格

- ①位置 封筒の表裏両面で市が掲載する情報部分を阻害しないところ
- ②大きさ 表裏ともに面積の4割までとし、広告以外の部分は市の情報を掲載
- ③色味 赤・青の2色刷り
- ④内容 市民生活全般にかかわるもので、特に市民課業務に関連するものが望ましい（法曹・冠婚葬祭など）
- ⑤基準 交野市有料広告の取り扱いに関する要綱第3条及び交野市広告入り窓口用封筒（寄付分）に掲載する広告に関する基準による（末尾参照）
- ⑥広告料 寄付者と広告主間で任意に定め、封筒作成の費用に充てること
- ⑦その他 広告の掲載により生じた事象については寄付者が解決すること。そのため広告に添えて寄付者の連絡先を表記すること

### (3) 封筒の設置場所

市民課・税務室（市役所本庁舎）、市民サービスコーナー（ゆうゆうセンター・星田会館）等

### (4) 封筒の設置期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間

※ただし、広告内容は1年ごとに見直すことができる。

### (5) 封筒の納品

- ①数量 角形2号相当40,000枚／年、角形6号相当15,000枚／年  
※分納で対応できるものとし、納品時期・数量は協議のうえ定める。
- ②場所 交野市役所 市民課（交野市私部1-1-1）

### (6) その他

- ①設置期間終了後には残った封筒を回収すること。
- ②仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と寄付者が協議して定める。

「(2) 広告の規格」の「⑤基準」関係 (1 / 2)

交野市有料広告の取り扱いに関する要綱 ～該当条項のみ抜粋～

(有料広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもので市民に不利益を与えないものでなければならず、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものであることを要する。

2 有料広告を掲載することができるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人
- (2) 公益法人その他公共的団体
- (3) 事業所若しくは事務所を有する個人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。）

3 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載することができない。

- (1) 法令等の規定に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (3) 公共性、中立性及び市の品位を損なうもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) 第三者の権利を侵害するもの、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、又は営業行為に該当しない個人の宣伝に係るもの
- (6) 人権侵害となるもの、又はそのおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (9) 市が進める施策・計画を阻害するおそれがあるもの
- (10) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者（同条第1項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む。）に関するもの
- (12) 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者に関するもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

「(2) 広告の規格」の「⑤基準」関係 (2/2)

交野市広告入り窓口用封筒（寄付分）に掲載する広告に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、交野市有料広告の取り扱いに関する要綱（平成19年2月20日制定）第4条の規定に基づき、来庁者に対し無償で配布している各種証明書等を収めるための窓口用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載するため、必要な細部基準について定めるものとする。

（掲載箇所及び位置）

第2条 広告を掲載する箇所は窓口用封筒の表面及び裏面とし、市が掲載する情報部分を阻害しない位置に配置するものとする。

（表示等の規格）

第3条 封筒の表面及び裏面ともに面積の4割まで広告を掲載することができる。

2 使用する封筒は、角形2号相当及び角形6号相当の2種類とする。

（掲載の時期、期間及び回数）

第4条 封筒を窓口に設置する期間は原則3年間とする。ただし、掲載する広告は1年ごとに見直しができるものとする。

（掲載の申込方法）

第5条 封筒を寄付する者（以下「寄付者」という。）自らが定め、広告主を募集するものとする。

（掲載料金及びその納付方法）

第6条 広告の掲載料金及び納付方法は、寄付者と広告主間で任意に定めるものとする。

2 寄付者は広告主からの広告掲載料金をもって封筒作成にかかる一切の費用に充てるものとし、市に対しては何ら請求を行わないものとする。

（広告掲載における責任）

第7条 広告を掲載することにより発生した事象は寄付者が解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。